

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

平成28年5月30日

議席番号 20番

東村山市議会議員 様

質問者 伊藤真一

記

番号	質問の項目と要旨
I	<p><b>体罰事件をめぐる学校、教育委員会の対応について</b></p> <p>過日、市内小学校において児童が担任教諭から髪をつかまれ前を向かされる、また、小学生としては強い恐怖感を覚える暴言をあびせられるなどの体罰事件が発生しました。</p> <p>いかなる事情を考慮しても、当該教員の行動には教育者として弁解の余地はありません。</p> <p>一方、学校および市教委のその後の対応において、当該教員の処遇について一旦担任を外すとしながら、後刻それを撤回して、児童、保護者の信頼感を損なったことは誠に遺憾です。</p> <p>体罰の絶無を期すことは当然ですが、万一に同種の事案があった場合の学校と教育委員会の対応について、今回の反省を踏まえた再発防止への考えをお聞きします。</p>
	<p><b>1. 「体罰」 事案をめぐる学校と教育委員会の情報共有</b></p> <p>(1) 本件について、組織としての連絡、報告、情報共有、共通認識の状況について伺う。</p> <p>① 担任⇒校長、</p> <p>② 校長⇒市教育委員会、</p> <p>③ 市教育委員会⇒都教育委員会 (①～③を一問一答でお答えください)</p> <p>(2) なぜ、担任交代の判断を撤回しようとしたのか。事情や理由を校長の立場、教育委員会の立場から説明願いたい。</p> <p><b>2. 「体罰」としての認識</b></p> <p>当該児童の主観としての体罰と、教員の懲罰関係規定で定める体罰とは意味合いが違うと考える。教育委員会は、教員の処分規定における「体罰」と、当該児童の親子が感じた「体罰」の意味の違いを認識して、どのように問題解決にあたったのか。</p>

議席番号 20番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
	<b>3. 教員の絶対数の不足について</b>
	(1) 教員自身の一身上の都合など、やむを得ない事情で交代の教員が配置されるのは、
	どのような場合か。
	(2) 本件の発生、ならびに不適切ともいえる対応となった背後には、体罰のような事案に
	は交代の教員が確保できないという人事上の課題があるやに見える。そのあたりの実情
	や学校現場を管理する立場からのご意見を伺う。
	<b>4. 総括的に教育長に伺う</b>
	学校の管理者としては、すべての児童への配慮、教職員の仕事の環境など多岐にわたる課題
	を十分に考慮した適切な対応が求められることは理解する。 そのために、教育委員会の
	みならず、保護者や地域住民の多面的な協力も大切であると考えている。
	ただ、全体観に立つ一方で、一人ひとりの子どもの目線でものを考え、人を育む姿勢が
	万一損なわれることがあれば、問題であると考えている。
	その視点に立って、今回の事件をめぐる所感と再発防止に向けたお考えをお聞きしたい。

議席番号 20番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
II	<p><b>これからの土地開発公社のあり方について</b></p> <p>平成27年度最終補正予算により、長期保有土地の整理に目処をつけたことを評価します。</p> <p>一方、かつて予算特別委員会でも指摘したとおり、土地開発公社の借入元利金に対する市の債務保証に関する債務負担行為の審査、ならびに公社評議委員会での審議のあり方については、課題があります。</p> <p>議決をめぐる議会の議決責任の重要性、また、新・公会計制度の導入によるオフバランスの債務の取扱いなどの点から、新しい時代にあった改革が必要と考え、以下質問いたします。</p>
	<p><b>1. 予算書上の債務保証契約議案について</b></p> <p>(1) 予算書・債務保証契約の具体的な「限度額の設定」について26市の状況を伺う。</p> <p>(2) 地方自治法施行規則第14条別記に定める限度額の「金額表示の困難な場合」に相当するものとの解釈を、毎年適用していることは、議決責任の面から問題があると考えが見解を伺う。</p> <p>(3) 予算書・工事請負契約等として議決された当該年度に公社が先行取得した公共用地等の買取り期間を10年としている意味を確認する。</p> <p>(4) 前の質問にいう取得後10年を超えた公共用地等について、債務負担行為として議会の再議決を行うことが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p><b>2. 土地開発公社の保有資産評価について</b></p> <p>以下について、公社監事である会計管理者に説明を願いたい。</p> <p>(1) 土地開発公社経理基準に定める、特定土地に該当する物件はあるか。</p> <p>(2) 同経理基準に照らし、代替用地のうち評価減とすべきものはないか。</p> <p><b>3. 土地開発公社の設置目的について</b></p> <p>設置の根拠法である公拓法（昭和47年施行）に基づき、土地開発公社設置の今日的意義について、施行当時の経済環境や都市計画との比較を踏まえてご見解を伺う。</p>

議席番号 20番

質問者 伊藤真一

番号	質問の項目と要旨
	4. 土地開発公社評議員会について
	(1)土地売買契約のうち、評議員会の「諮問」としたものと「報告」としたものの年合計額と、諮問の割合を伺う。(平成23年度から25年度までの5年間について以下のとおりに)
	A「諮問」、B「報告」、合計(A+B)、報告の割合(B÷合計)
	(2)公社定款第21条は「理事長が公社の運営上重要と認められる事項について、理事長の諮問に応ずる」としている。
	① 「運営上重要」の判断基準について、公社理事長である副市長のご説明を願う。
	② その判断基準に基づき、昨年度公社評議員会に付議した第1号から6号までの報告事案について諮問としなかった個々の理由を副市長にご説明願いたい。
	③ 不動産取引は高額であり、契約は不可逆的である。それを前提として行われる評議員会への「報告」は事実上の専決処分であり、議会としてはその安易な取扱いを慎むべきと考えるが、副市長のご見解を伺う。
	5. 総括して、今後の土地開発公社のあるべき姿、および公社の事業予算の議会審査のあり方について市長のご見解を伺う。